

〇〇〇銀行(信用金庫) 御中

(株)〇〇〇に対する
知財ビジネス評価書(簡易版)

2016 / 〇〇 / 〇〇

評価機関 〇〇〇〇〇〇〇〇

住所:
TEL:
FAX:
URL:

目次

1. 本評価書の目的および条件等
2. 対象企業の概要
3. 対象事業・技術の概要
4. 対象事業・技術における特許動向および位置づけ
5. 対象事業に対する知財サポート力の評価
 - (1) 特許技術(ノウハウ技術)のユニークさ
 - (2) 知財防衛力および知財収益力
 - (3) 第三者特許の侵害可能性
6. 全体まとめ

1. 本評価書の目的および条件等

(1) 本評価書の目的

・対象企業が今後展開予定(または既に展開済み)の事業(後述のY事業。以下「対象事業」という。)につき、対象企業の位置付け(強みや弱み等)を評価すると共に、弱みに対するリスク(他社の要注意特許等)につき、簡易評価する。

(2) 本評価書における条件等

- ・評価日： 2016年〇〇月〇〇日
- ・納期： ご依頼いただいてから約2週間
- ・インタビューの有無： ご要望に応じて、適宜お願いいたします。
- ・注意点： 本評価書は、非常に限られた費用と期間において行うものであるため、より多くの費用と期間をかけて行った場合、時期を違えて行った場合(半年後に行った場合等)などの場合には、評価結果が異なることがありうる点をご了解ください。

2. 対象企業の概要

対象企業(株式会社□□□:以下、対象企業と適宜略記)は、次の通りである。

対象企業	株式会社□□□
本社所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3
設立	1990年1月
事業内容	X事業 Y事業
資本金	4,000万円
年商	10億9000万円 (2014年3月期)
外部リンク	http://www.

3. 対象事業・技術の概要

対象事業・技術は、**A事業・技術**という大きな概念の技術のうち、**B事業・技術**という技術である。製品候補としては、P製品、Q製品など様々なものが挙げられる。

A技術とは、〇〇〇とも呼ばれ、人間の△△△や▽▽の情報を用いて行う□□□□技術である。
 (出所: http://www.____)

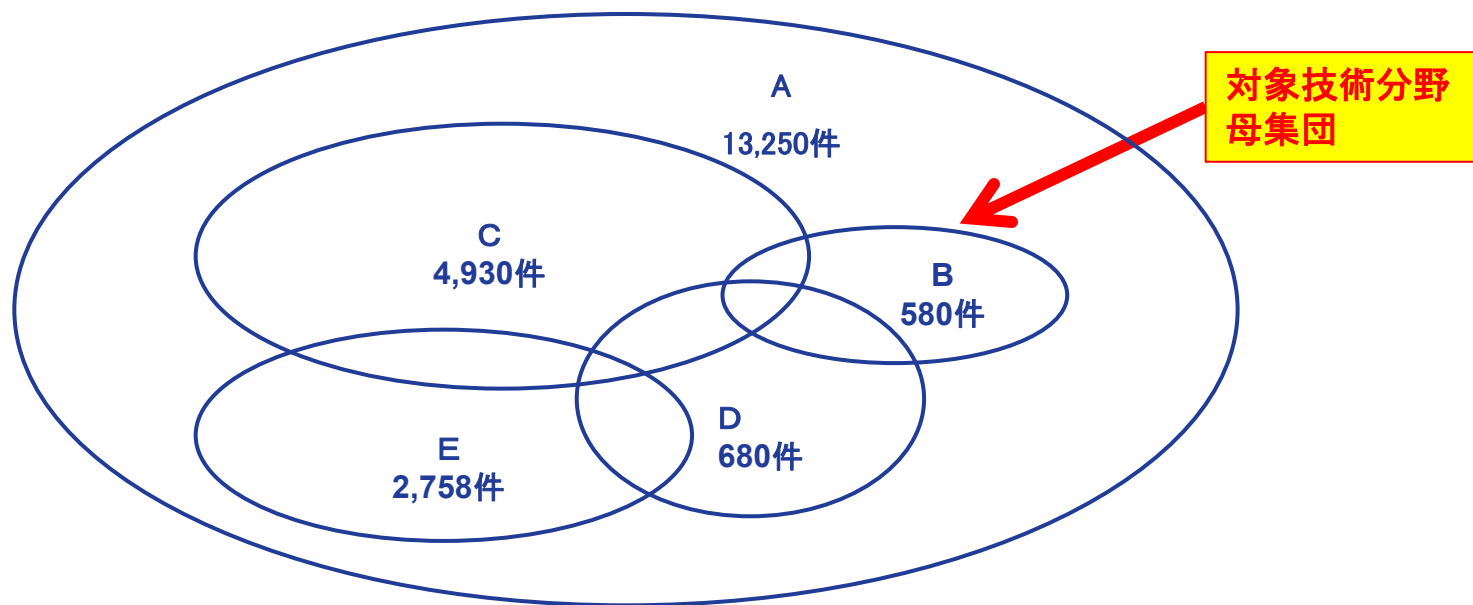
対象技術分野

A事業・技術の種類	評価観点					備考
	操作性	精度	情報漏洩回避性	大きさ	取り付け易さ	
B事業・技術	○	◎	◎	△	○	〇〇のため、最も優位性がある。
C事業・技術	○	△	×	○	◎	△△により、□□がうまく機能しないことがある。
D事業・技術	△	◎	△	△	△	▽▽のため、――が低い。

4. 対象事業・技術における特許動向および位置づけ

(1) 特許情報による調査解析のための母集団特定

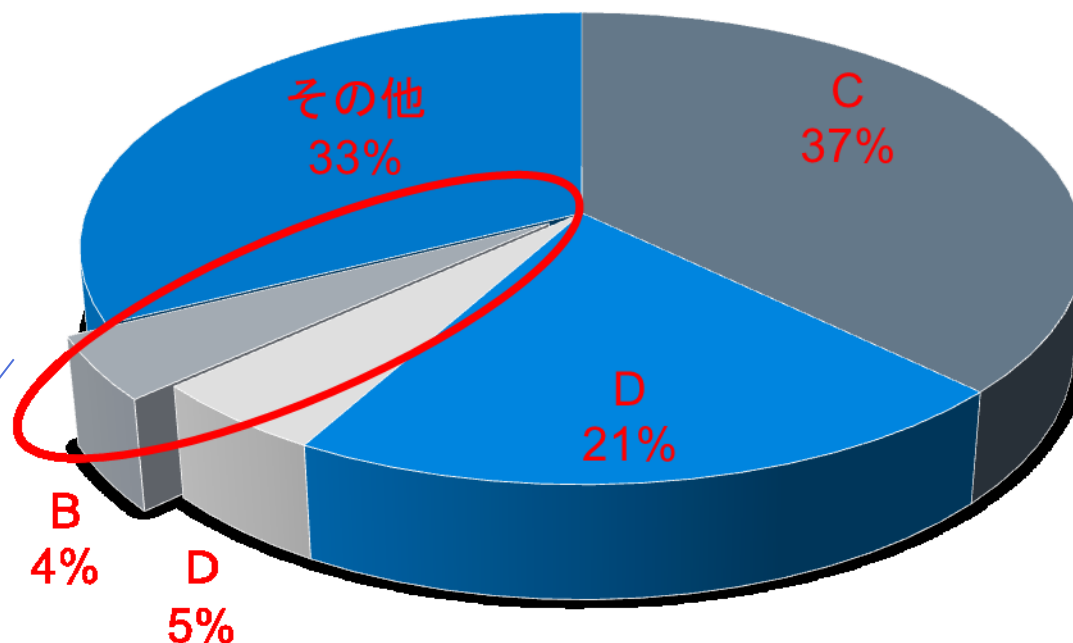
まず、**A事業・技術分野**全体の母集合として**全13250件**を抽出した。
次に、**A**の中で、**B事業・技術分野**の母集団**580件**を抽出した。
また、参考までに、**C事業・技術分野**の母集団は**4930件**、**D事業・技術分野**の母集団は**680件**、**E事業・技術分野**の母集団は**2758件**であった。



4. 対象事業・技術における特許動向および位置づけ

(2) 各母集団の出願件数シェアマップ(特許情報)

B事業・技術の特許出願は、A事業・技術全体の特許出願のうち4%である



✓ この出願件数シェアマップは、対象事業・技術(または出願人:ビジネスプレーヤー)が、他の事業・技術(またはビジネスプレーヤー)との関係で、どの程度の技術開発力の規模にあるのかについて相対的に把握することを助けます。

4. 対象事業・技術における特許動向および位置づけ

(3) 各母集団における出願人別件数ランキング(特許情報)

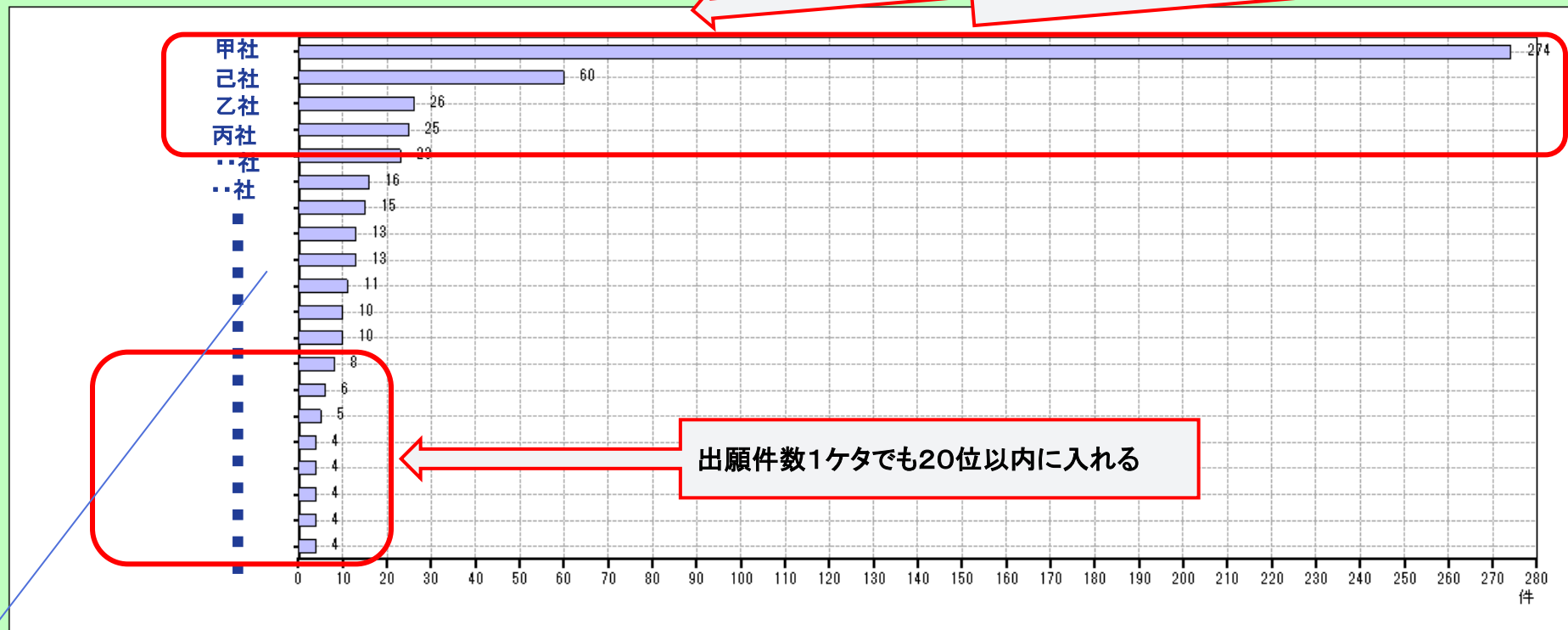
B事業・技術では、甲社がダントツの一位であり、その後に己(き)社、乙社、丙社が続く。

B事業・技術

出願人別
件数ランキングマップ

■ 件数

甲社がダントツの一位(独り勝ち状態)



出願件数1ケタでも20位以内に入れる

✓ この出願人別ランキングマップは、上記事業・技術において、どのような出願人(ビジネスプレイヤー)がどの程度の技術開発力の規模にあるのか、既に知っているプレイヤーだけでなく、対象会社が知らないプレイヤーについても把握することを助けます。

4. 対象事業・技術における特許動向および位置づけ

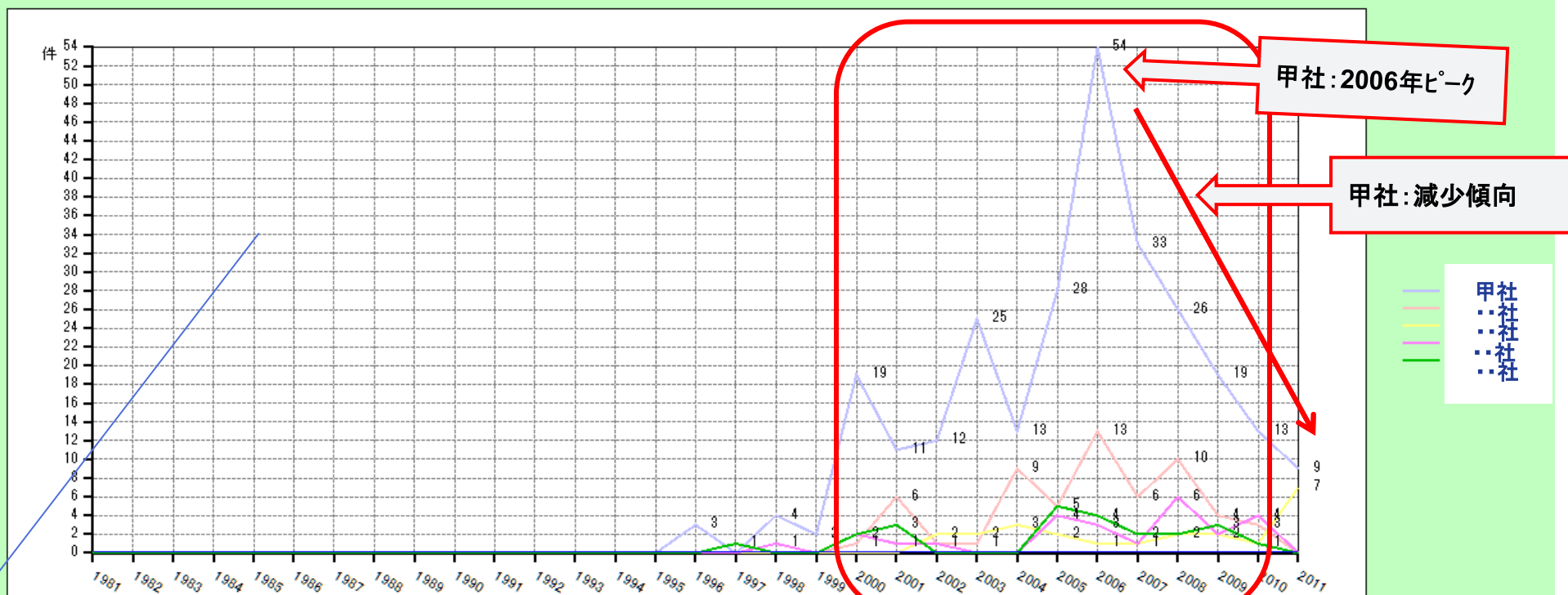
(4) 各母集団における出願人別件数推移(特許情報)

B事業・技術では、2000年頃から甲社が他社を圧倒しており、**A事業・技術**の第2ピーク時期と推移の傾向が一致している → **甲社は、B事業・技術に力を注いでいることがわかる**

ただし、現在減少傾向にあり、開発段階終了し、成熟期へ

B事業・技術

出願人別
件数推移時系列マップ



✓ この出願人別件数推移時系列マップは、上記事業・技術において、どのような出願人(ビジネスプレイヤー)がいつ、どの程度の技術開発を行っていたのかについて把握することを助けます。

4. 対象事業・技術における特許動向および位置づけ

(5)まとめ

特許情報

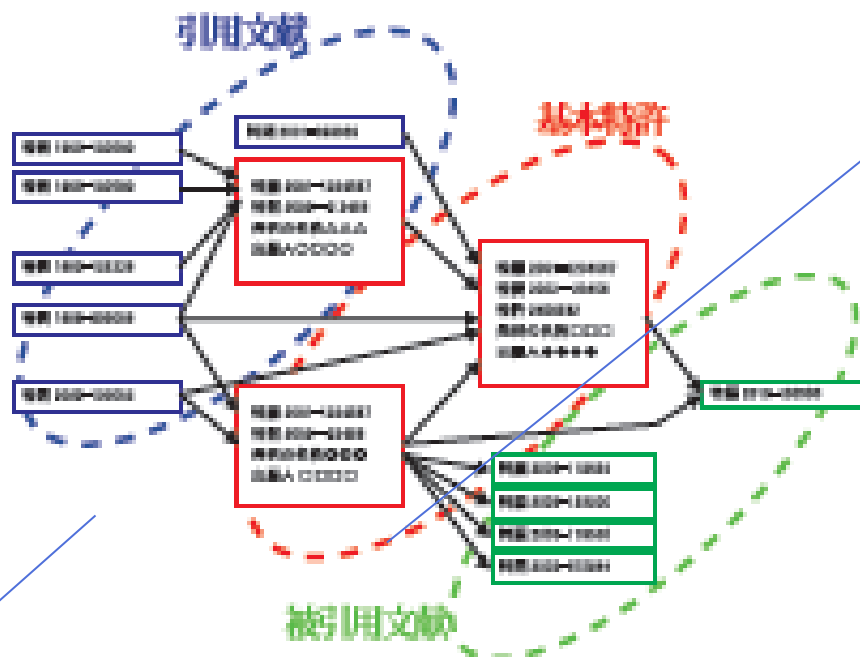
- B事業・技術は、近年から台頭（スライド9頁参照）
- B事業・技術の出願件数小（スライド7,8頁参照）
- 甲社の独り勝ち状態だが、近年出願件数減少傾向（スライド8,9頁参照）

・本分野で、甲社以外のメーカ(対象会社など)がシェア拡大できるチャンスあり

5. 対象事業における知財サポート力の評価

(2) 知財防衛力および知財収益力

B事業・技術において、現段階では対象会社の特許出願とその特許出願に対する「被引用」文献が多く存在している状況ともいえないため、現段階では対象会社が他社に対する知財防衛力は高いとまではいえない。



- ✓ 審査時に、審査官が当該特許を引用して、新規性・進歩性等が否定された文献群
- ✓ 当該特許の存在で何らかのマイナスの影響を受けた文献群のため、「被引用文献数」が多いほど、当該特許の影響度や先行度(すなわち、重要度)が高いと言える。また、自社の特許出願が被引用文献にある場合は、重畳的に権利確保が図られている可能性がある。

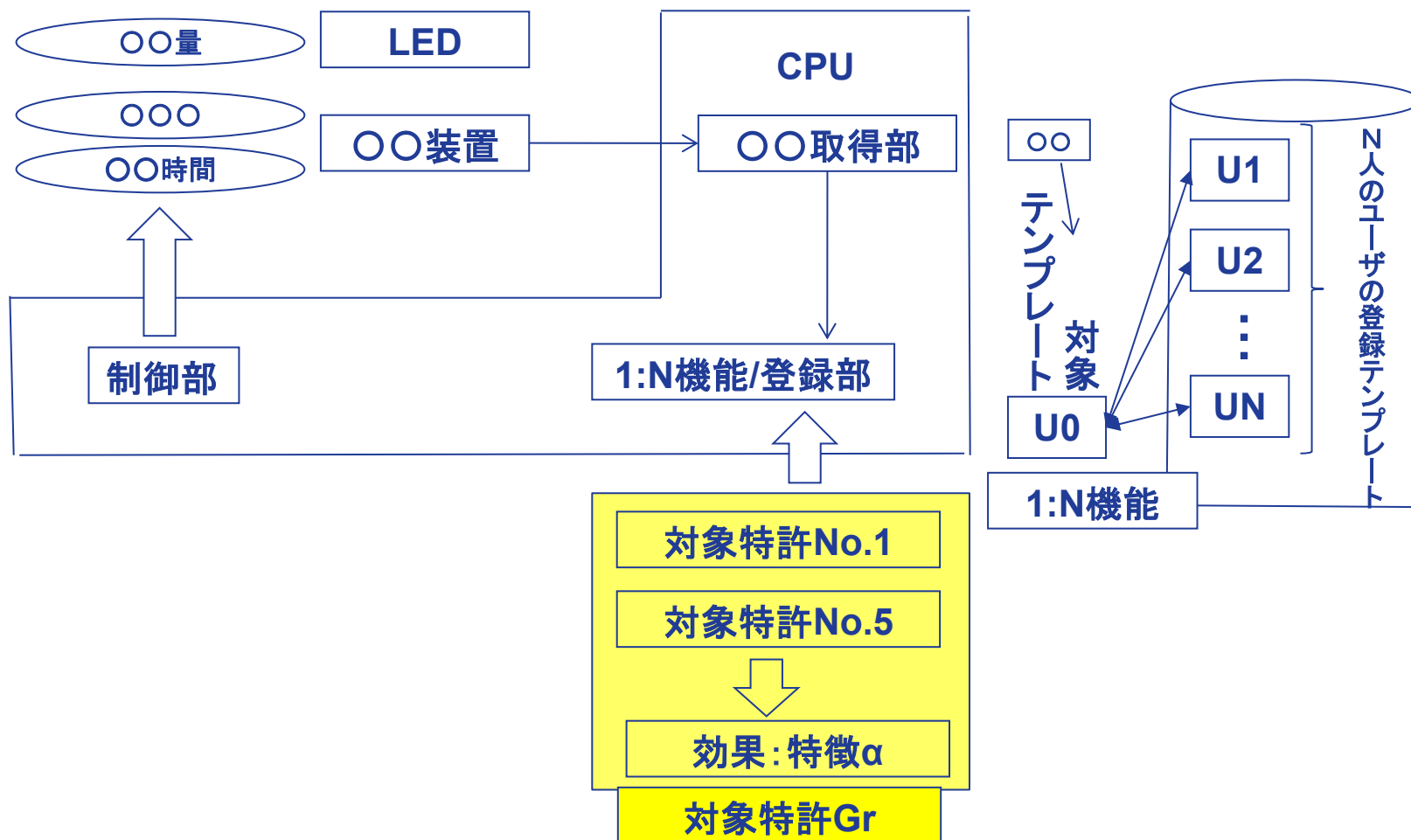
このようなサイテーションマップを使用した「被引用例の数」等で評価します。

- ✓ このサイテーションマップは、対象事業・技術に関係する特許が、どのような先行技術(引用文献)に近いのか、後の(被引用文献)出願人(ビジネスプレイヤー)にどの程度の影響力を与えているのかについて把握することを助けます。

5. 対象事業における知財サポート力の評価

(2-1) B技術に関する俯瞰図

対象会社の有する対象技術(B技術)の全体像は次の通りである。



5. 対象事業における知財サポート力の評価

(2-2) 対象特許出願リスト

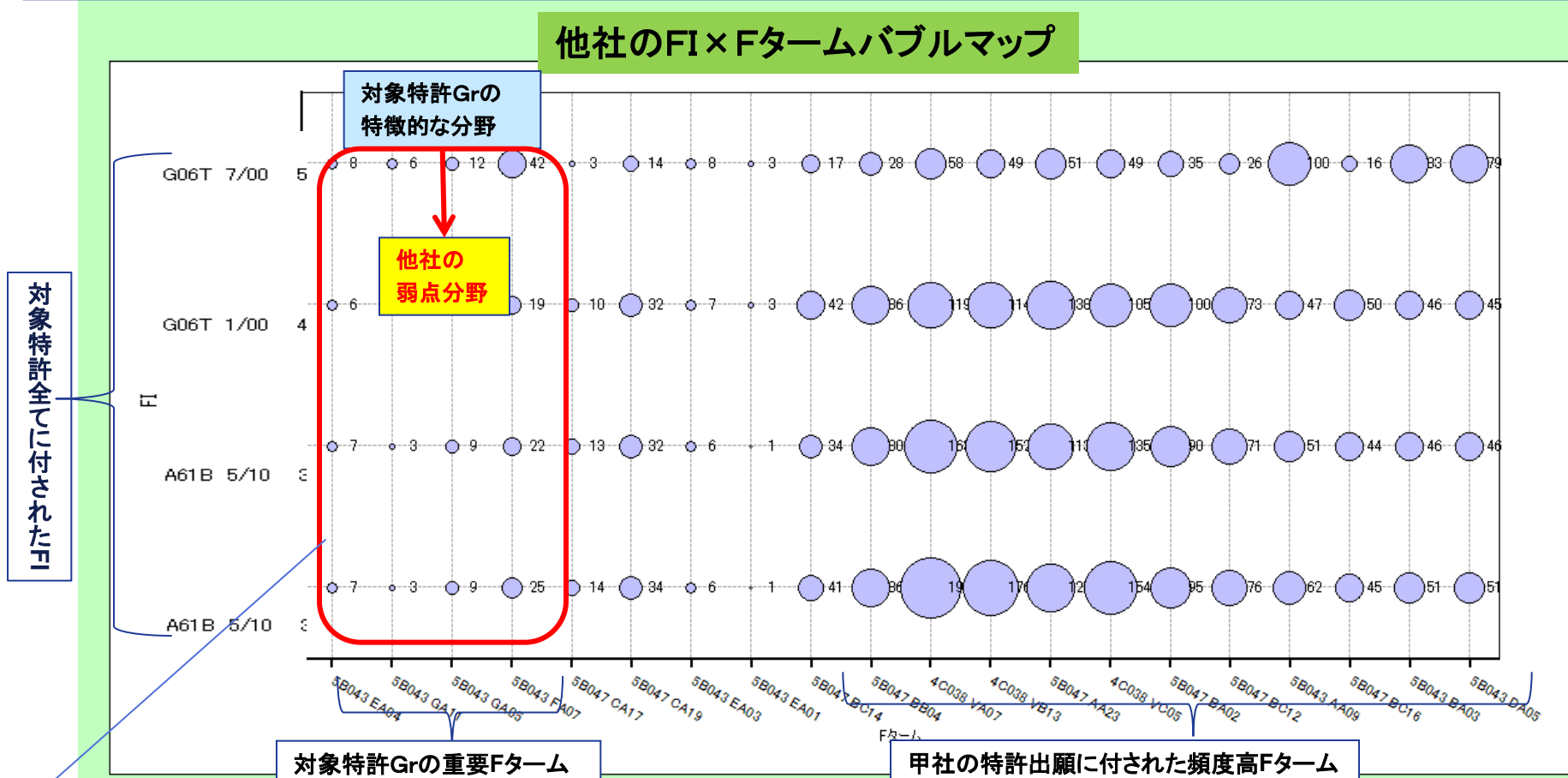
対象会社の有する対象技術(B技術)に係る特許出願リストは次の通りである。

No	出願番号／公開番号	経過	概要
1	特願20×○-○○○123 特開20×▽-▽▽▽456	登録 特許○○○987	○○○○による○○○○後、 ○○○○による○○○○
2	特願20×△-▽▽▽789 特開20×□-□□□135	出願審査請求済 審査継続中	○○及びその○○を○○○○する○○ ○の○○○○
3	特願20××-×××246 特開20×□-○○○468	未審査請求による 取下擬制	○○により○○の○○○○を○○させる 制御
4	特願20×□-×××369	出願審査請求前	○○制御
5	特願20×□-△△△567	出願審査請求前	○○○○を設定。 ○○○○により○○○○を○○○○後、 当該○○内の○○○○による○○○○

5. 対象事業における知財サポート力の評価

(2-4) 特許文献解析による、対象特許出願の重要度・有効性

対象特許Grの特徴的分野では、他者の出願件数も少なく、他者にとっても弱点分野
 対象特許Grの特許技術は、独自技術として、他社に対しても優位性を有している

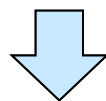


✓ この件数マトリクスマップは、対象事業・技術において、権利として求める内容(技術)(縦軸FI:特許分類)と用途等(横軸Fターム:特許分類)の観点をを用いて、どのような技術に研究開発が行われているかについて把握することを助けます。

5. 対象事業における知財サポート力の評価

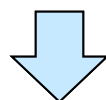
(2-5)まとめ

B事業・技術分野は、現在甲社の独り勝ち状態であるが、甲社に対抗できる特許ならば、たとえ1件でも重要であり有効である(スライド8,9頁参照)。



対象会社は、現在、1件の特許(対象特許No.1)を有し、3件(対象特許No.3~No.5)の特許化を目指している。これら4件は、何れも同社の特徴を守るために重要であると考えられる(スライド13頁等参照)。

※対象特許No.3は取下擬制のため特許取得できず。



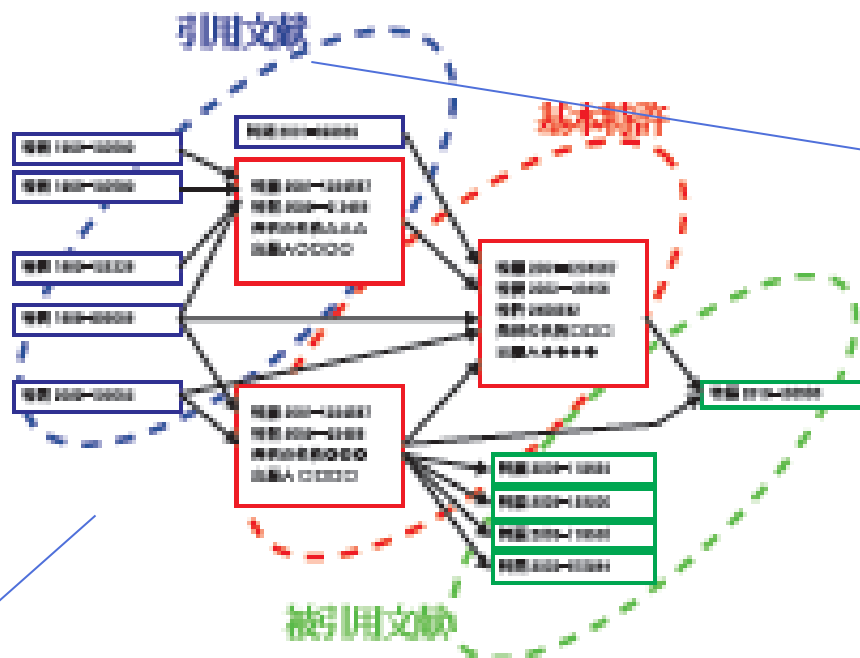
対象特許Grは、甲社の弱点分野の特許であり、障害となる特許はなさそうであり、甲社に対抗できる特許である。

即ち、対象特許Grの特許技術は、対象会社の独自技術として、甲社に対して優位性を有する可能性がある(スライド15,17頁参照)。

5. 対象事業における知財サポート力の評価

(3) 第三者特許の侵害可能性

B事業・技術において、対象会社の特許出願とその特許出願に対する「引用」文献が複数存在している。特に、これらの引用文献に係る特許からの侵害可能性がありうるので検討すべき。



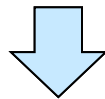
- ✓ 審査時に審査官が当該特許の新規性・進歩性等を否定するために引用した文献群
- ✓ 当該特許にとっては、ジャマな文献群といえる

サイテーションマップを使用した「引例の数」等で評価します。

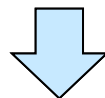
✓ このサイテーションマップは、対象事業・技術に関係する特許が、どのような先行技術(引用文献)に近いのか、後の(被引用文献)出願人(ビジネスプレイヤー)にどの程度の影響力を与えているかについて把握することを助けます。

6. 全体まとめ

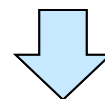
B事業・技術分野は、現在甲社の独り勝ち状態である(4. 参照)



B事業・技術分野は、甲社に対抗できる特許ならば、たとえ1件でも重要であり有効である(スライド8,9頁参照)



対象会社の対象特許Grの各特許は、甲社に対抗し、対象会社独自技術を守るものとして、甲社に対して優位性を有する可能性がある(スライド15,17頁参照)



以上から、以下の評価とする。(A:良い、B:平均的(良い面、悪い面の双方がある場合含む)、C:悪い)

- 対象事業・技術における特許動向および位置づけ: B
- 対象事業に対する知財サポート力の評価: B

★総合評価: B